

平成29年度第3回千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会 議事録

日時：平成30年2月13日（火）

午前10時00分から

場所：ホテルプラザ菜の花3階「菜の花Ⅱ」

1. 開会

司会 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第3回千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。私は本日の司会を務めます千葉県環境生活部循環型社会推進課の分部と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに配付資料の確認をさせていただきます。まず「次第」、めくっていただいて「委員名簿」と「座席表」の1枚紙のものがございます。次に、「次第」の枠に囲まれた配付資料がございます。資料1-1「第2回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に関する事務局の考え方」、資料1-2「千葉県災害廃棄物処理計画（案）に対する市町村意見照会とパブリックコメントの結果」、資料1-3「千葉県災害廃棄物処理計画（案）」、資料1-4「千葉県災害廃棄物処理計画～資料編～（案）」、資料2-1「千葉県における廃棄物処理等の現状」、資料2-2「施策の取組状況（平成28、29年度）及び平成30年度の取組予定」、資料3-1「（仮称）千葉県再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例の制定趣旨」、資料3-2「（仮称）千葉県再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例骨子素案」をホチキス留めしたものがございます。次に、資料1から4を一揃えにしたもの。参考資料1「千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）について（諮問文・付議文 写）」、参考資料2「千葉県環境審議会運営規程」、参考資料3「廃棄物処理計画に関する廃棄物処理法等における根拠規定」、参考資料4「第9次千葉県廃棄物処理計画（抜粋）」。次に参考資料5「市町村意見照会の結果（全意見）」、最後が参考資料6「千葉県災害廃棄物処理計画（案）の概要」、こちらがA3の資料となります。お手元の資料に不足等はございませんか。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の議題を見ますと公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。公開とさせていただきます。今回は傍聴人がございますので傍聴人に入室していただきます。

（傍聴人 入室）

開会に当たりまして、環境生活部次長からご挨拶を申し上げます。

2. 千葉県環境生活部次長挨拶

生駒次長 おはようございます。環境生活部次長の生駒でございます。本日はお忙しい中、そして本当に寒い中、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政につきましてご指導賜り厚く御礼を申し上げます。

本日の議題としましては、前回に引き続きまして千葉県災害廃棄物処理計画の策定についてご審議をお願いしているところでございます。本日の部会では、前回委員の皆様方からいただいたご意見、それからパブリックコメントで寄せられたご意見、さらには市町村から寄せられた意見を踏まえまして計画案を取りまとめてごさすけれども、その計画案についてご審議いただきたい、このように考えております。また、平成 32 年度を目標年度とした第 9 次千葉県廃棄物処理計画に従いまして、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用を推進することで持続可能な循環型社会への一層の転換を目指して、さまざまな施策に現在取り組んでいるところでございすけれども、本日はこの計画の進捗状況についてもご報告させていただきたい。このように考えております。

委員の皆様方にはぜひ忌憚のないご意見をいただきましてご審議いただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

司会 本日は委員総数 8 名に対し 5 名の委員のご出席をいただいております。なお、井上委員、杉田委員、渡邊委員からは所用でご欠席とのご連絡を受けております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、これよりご審議をお願いいたします。議事の進行につきましては千葉県行政組織条例第 33 条の規定により瀧部会長をお願いいたします。

3. 廃棄物・リサイクル部会長挨拶

瀧部会長 皆様おはようございます。本年度の末ということでお忙しい中、また本日は最近になく寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、先ほど申されたように大きな案件として 1 つ、災害時の廃棄物の処理という事柄の計画案について審議をいただきます。報告事項として再生土、それから廃棄物処理計画の進捗状況。こういう検討議案と報告議案があるということでございます。この災害時の廃棄物処理計画は昨年 8 月、11 月に審議いただき、今回は 3 回目の審議であるということで、願わくば本日である程度まとめていただきたいと考えているところでございます。また、平成 28 年に策定しました廃棄物処理計画の取組状況などについて、県からご報告いただくということでもあります。これについて

も委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと考えております。会議時間の関係がございますので、円滑な進行にご協力いただきたいと思いますと考えております。ぜひともよろしく願いいたします。

4. 議事

(1) 千葉県災害廃棄物処理計画（案）について

瀧部会長 それでは早速ですが、これより千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思います。まず、その前に議事署名人を指名させていただきます。香村委員、宮脇委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題であります「千葉県災害廃棄物処理計画（案）について」、これを議題としたいと思います。事務局から説明をよろしく願いいたします。

小泉室長 おはようございます。循環型社会推進課資源循環企画室長の小泉と申します。まずはじめに資料1-1をご覧ください。11月に開催しました第2回廃棄物・リサイクル部会における委員の意見に関する事務局の考え方につきまして、部会の中でご審議いただいた内容、それから部会終了後に頂戴いたしました意見に関しまして、事務局の考え方を整理させていただきました。この意見の整理を踏まえまして、可能な限りパブリックコメントの案に反映をさせていただいたところがございます。多く意見をいただいております杉田委員にはご相談をさせていただき、最終的に瀧部会長のご承認をいただいて、昨年末からパブリックコメントを実施したところがございます。

それでは、時間も限られております。少し割愛しながら説明させていただきます。まず計画策定の手順につきまして杉田委員から、早急に関係機関を関与させて組織・手順を明らかにするべきだというご意見をいただいております。策定の手順につきましては、市町村・関係団体との意見交換の場とか、パブリックコメントを年末に行いました、それからこの審議会における専門家の皆様のご意見等を踏まえまして策定することとしてございます。また、計画の16ページに関係団体との調整に関しましての記述をさせていただいたところがございます。

続きまして、東日本大震災の教訓につきまして杉田委員から、旭市の経験を検証し、県の計画の検討に活かすべきだというご意見、それから民間業者の活用を視野に入れて、関係法令やマニュアル整備などの検討が必要だということ等のご意見をいただいております。これに関しまして、旭市を含めまして東日本大震災の経験を踏まえて廃棄物処理法が改正されてございます。こちらの特例措置につきまして、発災後にも速やかに運用できるように関係各課を調整することといたします。また、関連するところにつきましては、4箇所ほど案に反映させていただきます。最後のところですが、計画案ではマニュアルを整備すること等、その辺を記載させていただ

いております。

続きまして1枚めくっていただきまして、推進組織の設立につきまして杉田委員から、組織を設立して検討を行うべきということでございます。先ほどご説明させていただきました意見交換の場、市町村・関係団体との意見交換の場を設置してございます。ここで意見交換を行って検討を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、事前の備えにつきましてです。杉田委員から、事前に何を準備すべきかということを精査して、主体ごとに対応をまとめて具体化に向けた検討を行うべきだというご意見をいただいております。災害発生時に利用できます産廃の処理施設の情報等を取りまとめたうえで市町村への情報提供、それから法律の特例措置とかマニュアルについて策定することを、それぞれの関連箇所に記載させていただいております。

続きまして、右のページで各主体の役割についてでございます。2点ほどご意見をいただいております。井上委員からは、市町村計画には市民についてもっと記載するものになるようにしてもらいたいというご意見でございます。こちらにつきまして、8ページに新たに「県民の役割」を設けまして役割等を明確化させていただきました。瀧部会長、杉田委員からは、市町村や市民に誰が何をしたらいいかわかるようにしてもらいたいというご意見でございます。こちらは計画の本編の14ページ以降をご覧いただきたいのですが、この14ページ以降にそれぞれの主体ごとに【】で、県が行うこと、市町村が行うことにつきまして見出しを付けさせていただきました。ここで誰が何をやるかということをはっきりさせていきたいという作りに替えさせていただいております。

続きまして組織体制につきましてですが、大規模災害が起きた場合、何人が必要なのか、また指示系統を簡便にできないのかというご意見を瀧部会長からいただいております。必要な人数につきましては、今後行います図上訓練とか他県の事例を踏まえて検討していきたいということと、個々の業務マニュアルの作成に当たりまして優先順位をつけて整理したいと考えております。それから、計画に記載されていることをすべてということではなく、内容を絞って簡素化するべきではないかというご意見を瀧部会長からいただいております。計画の性質上、災害廃棄物処理全般を網羅的に記載しておりますが、実際の処理に当たりましては、災害の種類とか被害の状況等を踏まえて、この中から選んでいただくという形を考えてございます。

続きまして、情報連絡体制についてでございます。連絡体制や県の担当がわかるようにということで宮脇委員からご意見をいただいております。今後、連絡体制を構築したいということと、66ページに体制をわかりやすく図表に明記させていただいております。連絡体制が重複しないような、混乱を避けて連絡体制を作っていくべきというご意見を杉田委員からいただいております。こちらにつきましても67ページに記載をさせていただいております。

1 枚めくっていただきまして、協力・支援体制についてでございます。杉田委員から、事前に協定を締結したり、業務を発注できるように具体化策を検討する必要があるのではないか、それから広域連携とか、そういったものを事前に何をすべきかを明確にすべきという、2 点のご意見をいただいております。こちらにつきましては、先ほど申し上げました意見交換の場を活用しながら検討を進めるということと、必要などころにつきましては計画の方に反映をさせていただいております。同じく杉田委員から、図表 3-5 について環境部門の取組だけでは対応できないのではないかというご意見ですが、これにつきましてはそれぞれ県の組織では他部局も定めているということもでございます。そういったことで環境部門だけではなく対応していくということでございます。宮脇委員からいただいております、図表 3-7、コンサルタントの連絡先等の把握ですが、17 ページに国の機関と、あとは D.Waste-Net などの団体に要請をしていくという形で考えております。そこを通じての支援になると考えてございます。

それから、発災量の推計につきましては、杉田委員、香村委員、それから瀧部会長からそれぞれ前回ご意見をいただいたところでございます。部門別の発災量、建物発災量、それから液状化による被害想定、地滑りによる被害想定につきましてのご意見でございます。こちらは当日お答えさせていただいておりますが、それぞれ想定調査等におきまして、半壊や全壊の棟数から予測推計をしているということでございます。

地域特性等につきましては杉田委員から 2 点ほどご意見をいただいております。処理施設の配置とか、その辺に着目したらどうかという点、それから千葉県の特性としましては上（うわ）ガスの影響を考慮したらどうかということでございます。こちらの 2 点も、それぞれのページ、注意事項として書かせていただいたところでございます。

それから災害廃棄物対策につきまして、瀧部会長から「3 年以内」が長いのではないかということもございます。こちらにつきましても可能な限り短期間で設定するという旨を本編に記載させていただいております。以下、同じく瀧部会長からいただいております図表 3-2 につきましては、こちらにつきましてはわかりやすくケース分けをしたり、そういうことで大規模災害のときと市町村が処理した場合についてということで表の中もわかりやすく整理させていただいております。さらに、本文中にも「県が必要な支援を行う」等の注釈を入れさせていただきました。宮脇委員から、仮置場を 3 種類例示して優先順位を示したらどうかということですが、こちらは 2 種類に絞りまして優先順位がわかりやすいように集約させていただいたところでございます。

続きまして 1 枚めくっていただきまして、実行計画の作成関係でございます。あらかじめ実行計画を準備しておいたらよいのではないかということで瀧部会長と井上

委員からいただいております。こちらについても 22 ページに必要な項目を入れさせていただくとともに、資料編には実行計画の構成案という形で例を示させてもらっています。宮脇委員から、処理の進行管理を行う際に県の実行計画が必要ではないかということで、必要なページに書かせていただいております。処理計画を作成しない場合でも、進行管理を行うための計画表を作成するというので、その旨を記載させていただいております。同じく宮脇委員から、大規模災害の程度がわかればということですが、「相談に関しましては支援要請を受けた場合、規模に関わらず要請を受けた場合について行います」とか、「方針を示す必要が出た場合については策定します」ということを記載させていただいております。

続きまして、仮置場について 3 点ご意見をいただいております。仮置場の管理につきましてのご質問を瀧部会長からいただいております。こちらは 86 ページに記載させていただきました。宮脇委員からも処理フロー、特に開設直後の話ということですので、その辺につきましては 25 ページとか 26 ページにも旭市の反省点等を記載させていただいております。同じく宮脇委員から市民への分別方法の広報に関しましても、45 ページにわかりやすく記載をさせていただいたところでございます。続きましてし尿関係、井上委員から 2 点、下水道の直接投入とかバイオトイレの話の検討をいただきました。図表 2-35 に、この辺につきまして説明を入れさせていただきます。

最後に、教育・訓練につきまして 3 点いただいております。井上委員から防災インストラクターの話、瀧部会長から訓練を簡便にできないかというお話、杉田委員から地元の建設業者等に混載しないように、混ざらないように持ってきてくださいということについてのご意見でございます。1 点目、2 点目については計画の中にその旨を記載させていただいております。杉田委員のご意見については、研修会など、さまざまな機会を通じて周知を図っていきたいと考えております。

続きましてパブリックコメント案をまとめたあとに、パブコメの結果についてご説明をさせていただきます。資料 1-2 をご覧ください。パブリックコメントにつきましては、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項、都道府県は計画を定め、変更しようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならないという規定に基づきまして行いました。意見照会団体は市町村 54、一部事務組合 16 の計 70。期間としましては昨年 12 月 27 日から 1 月 23 日まで。意見提出団体として 10 市町村から意見をいただきまして、延べ 32 件の意見をいただいております。こちらに関しましては参考資料 5 に全部載せてございます。多くが、誤字とか、脱字とか、表現の方法ということでの意見でございました。主な意見としての考え方を 6 つ、こちらに整理して載せております。

まず、本編 3 ページに図表がございまして、その図表で市町村地域防災計画の上に国土強靱化地域計画を載せてあるのですが、両方作らなければいけないと読み取

れるということですので、図表 1-1 の下に「定めることができる」となっているということで注釈を入れさせていただきました。

4 ページで、その他自然災害という定義がされていないのではないかとということと、その次の 5 ページの図表 1-3 と書いてある災害の種類が違うのではないかとのご意見をいただいています。自然災害につきましては、ここに書いてございます「災害対策基本法の自然現象によるもの」ということで定義をさせていただき注釈を入れさせていただきました。図表 1-3 につきましては、災害の代表的なものの例示ですので、記載が例示と異なっているところがございます。

続きまして 1 枚めくっていただきまして 2 ページをご覧ください。6 ページの図表 1-6 に施設管理者との内容がわかりづらいというご意見をいただいております。ここに「関係部局と連携し」という言葉を追記させていただいております。

続きまして 24 ページの仮置場の関係です。仮置場の定義自体が、30 ページで出る前に 24 ページで「仮置場」という言葉が出るので、そこら辺をわかりやすくしてくださいということです。そちらについては注釈を入れさせていただいたのと、仮置場自体が「仮置場、一次仮置場、二次仮置場」ということで総称として使っていますという整理をさせていただいております。

先ほど「6 ページ」と申し上げましたが「9 ページ」でございました。

12 ページをお開きいただきたいのですが、12 ページにゾーンでの仮置場の確保、相互扶助のあり方を示す必要があるということで、こちらにつきましては市町村間で結んでいます協定の中で決定していきたいということで、計画の方には反映しておりません。そのような対応をとりたいと考えております。

20 ページに技術的支援とは何かということですが、明記していただきたいということでございます。こちらにつきましても、今後、具体的なマニュアルの策定や研修会で対応していきたいと考えております。

先ほど申し上げたところが 3 番目のところでございます。4 番目、34 ページの図表で、土壌及び水質への影響対策として遮水シートを全部敷かなければいけないのかということでございます。こちらにつきましては、例として記載をさせていただいておりますので、影響がない廃棄物のみを仮置きする場合などについての対応は不要という形になろうかと思えます。

それから太陽光パネルの関係でございますが、こちらにつきましては資料編の方に記載させていただきます。

最後に、道路障害物の撤去につきましては、表現につきましては 6 ページの先ほどの図表に注釈を入れさせていただいております。

続きまして 3 ページ、パブリックコメントを行った結果につきましては、個人の 1 名の方から 11 件の意見をいただいております。基本的にその 11 件の意見につきましては、今後の対応としまして計画の中に反映することではなく、今後対応するべ

きことが多くございました。具体的には下から2つ目、「仮置場の作業手順について明記していただきたい」につきましては、資料編の方に記載させていただいております。

続きまして、次のページの上から2つ目でございます。「事務委託の手続きを明確にさせていただきたい」ということで、こちらにつきましても資料編に詳細に記載させていただいております。このほかにつきまして、今後マニュアル等とか検討していく内容ということで、実際に対応していきたいと考えてございます。

最後に資料1-3、1-4でございます。先ほどご説明させていただきました、計画の案が資料1-3、1-4は別刷りとしまして資料1-3の計画と見比べていただきながら対応したいと考えてございます。以上、事務局からご説明させていただきました。

瀧部会長 ありがとうございます。ただいま事務局からパブリックコメント関連等についてご説明いただいたわけですが、これらについてご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

ふじしろ委員 ありがとうございます。前回2回ほど議会の私の予定とぶつかっていたので出られなかったのが議論があったかもしれませんが、ちょっと教えていただきたいのですが、トイレのし尿の件です。下水道の上にマンホールトイレができるということは存じ上げていますが、これを下水道が破損していたとか壊れていたときには、これは使えるのか、使えないのか。よく住民の方から、マンホールの上に置くあれは用意しておかなければいけないねと言われるのですが、この前の東日本大震災のときでも習志野の方だったかな、下水道がかなり壊れて、逆に最終処理がなかなかできないところへ流してしまっているものなのか、悪いものなのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

小泉室長 今、マンホールトイレについて、ふじしろ委員からお話いただきました。もちろんこれは下水道が健全だという前提になろうかと思っております。委員ご指摘のとおりだと思いますので、それ以外であればきちんと仮設のトイレで対応するところだと思います。

ふじしろ委員 この処理計画の中で議論なさったと思うのですが、22ページに発災直後、2週間前後で体制をとっていくという図式があって、25ページにもスケジュール表が出ているのですが、いわゆる発災直後3日間ぐらいの間に、災害廃棄物というのは長いスパンで処理しなければいけないのですが、3日間ぐらいの直後ぐらいに非常に問題になるということで、どういうものがあるのかなのか。というのは、先ほどの杉田委員からもありましたが、この前の東日本大震災における課題点、それと神戸のときの震災における課題点が、それが資料としてあるのかなのか。もしありましたら、そのときの課題や問題、こういう問題があったということになると、この計画を読みますと、たぶん地震になったり津波があったりするとこういうことが

問題になるなということはおわかりなのですが、現実問題として東日本大震災のときに災害廃棄物が直後からどういう課題があって、どういう問題点があったのか。そういう資料がありましたら、いただきたいのです。それは前2回の委員会に出ていれば、それはそれでよいのですが。それがまず1点です。

小泉室長 課題としてまとめたものは特にまとめていませんが、先ほど来お話をさせていただいております、発災直後、杉田委員からもお話がありました、混廃状態で持つてくるということに関しまして、あとで分別等の問題が出てくるということだとか、それから、26ページの一番下に反省点ではないのですが、置いたときに混在された状態で堆積されたということで、分別・選別に非常に時間がかかってしまった。発災直後、混ざったものが入ってきたものを少しでも分けてあげればよい。そういうところを課題として考えていますので、発災直後の取組は重要だと考えております。

ふじしろ委員 ありがとうございます。資料ということでは、こちらの資料編の中には岩手、宮城などのことがちょっと載っていたのですが、福島も含めて、先般の震災における災害廃棄物等々に関する諸課題とか、例えば阪神大震災における諸課題は、資料としては持ってはいない、持ってはいるのですか。

小泉室長 国がいろいろと資料の方はまとめてあるのですが、県として、そのまとめたものというのでしょうか、それについてはまとめてはおりません。それから、例えば東日本大震災のあとの熊本の話もありますので、そういうものにつきまして資料編の中に載せるとか、検討させていただきたいと思います。

ふじしろ委員 その辺をもうちょっとチェックして、計画を見ましたら基本的にはすごく細かく書いているなと思うのですが、また同じ失敗をしたということになると、せっかくいいものを作ってももったいないと思いますので、その辺をお願いします。

それと、資料編で2点ほどお聞きしたい。これは議論になったか、説明があったのかかもしれないのですが、37ページ38ページで、留意事項の中で例えば腐敗性廃棄物については国の告示に基づいて行った、あるいは、海中ごみについては国の方針に従わなければならないということになっているのですが、この辺の方針なり告示の内容は、それ以降の国からマニュアルというか、例えば腐敗性廃棄物、ここに書いてある水産廃棄物を海に捨てるのか、どこに処理するのかという、そういう問題が確かに石巻であったのですが、それが最終的にどういうふうになっているのか。もし起きたときに、千葉県も漁協が多いし、その辺の水産物をどう処理するのかという問題になったときに、どうするのかというのはもうすでに国の指示というかマニュアルにちゃんと入っているのかどうかということが1点です。

小泉室長 この記述に関しましては、1回目の部会の際にふじしろ先生から腐敗性廃棄物のお話をいただきまして、資料編に追加させていただいたところでございます。腐敗性廃棄物とか海中ごみの関係につきましては、この場合の通知が東日本大震災のときに特例として出たものですので、次のときにどうかというところはまだはつき

りわからないと思います。ただ、こういう出たものにつきましては適正に処理して
いかなければいけないと思いますので、腐敗性廃棄物については優先的に処理して
いかなければならないということもありますので、早くそういうものを処理する
という対応をとっていくという形になると思います。

ふじしろ委員 早くやらなければいけないのはわかるのですが、それをどこでどう処理するか
というのがわからなくて、最終的な国の支援が出るまで動きがとれなかったという、
それでいっぱいになってしまったという現実があるわけですね。そうすると、こ
の問題もそうだし、海中のごみはどうするのかとか、いろいろなごみが混じってい
るけれども、言ってみればそれは処理してしまっているものかどうか。いろいろな
問題点があったのを、これはある程度の方向性、国の方向性なり、環境省なのか国
土交通省なのか、どこなのかわからないのですが、その点をもうちょっと調べてお
いていただきたいなと思います。

それと、48 ページ等に、こここのところで災害廃棄物処理事業費補助金の対象から除
外されるものという一覧表があります。確かに補助金が出るか出ないかという対象
は、こうやって分けるのですが、今回の計画は処理事業の対象について縷々計画書
が作られているのですが、こちらの左側の除外されるもの、48 ページに書いて
ある、それらはほかの法令に基づいて処理するわけですが、その計画と今回
の計画の整合性というのか同時性、こうやりましょうというのは時間の系列として、
災害が発生したときに、うちの方がやるのはこちらですよということはわかります
よね、今作っているから。こちらの部分は別で管轄が違いますよといったところの、
管轄が違うところが同時並行的に処理できなければ、非常に大きな問題が出てくる
と思うのですが、その辺についてはどう整理なさっているのか。国がやらなければ、
県の方である程度の筋道は立てておかなければいけないかなと思います。

小泉室長 今のご意見ですが、こここのところは、災害廃棄物処理事業の環境省の方の補助金で
適用になるかならないかということでの一覧表として載せさせていただいておりま
す。こういうものについては環境省の災害廃棄物処理事業の補助金から除外される
ということでもとめさせていただいております。例えば道路管理者が道路の上にあ
る廃棄物をまず片付けたいとか、道路を啓開するということが迫ってきますので、
そこは管理者の方がしっかりやっていくという形になると思います。その後の廃棄
物の関係につきましては、先ほど先生からお話いただいた腐敗性の廃棄物などは
早めに処理しなければいけないということですので、焼却するところとか、そうい
うものについての検討をしっかりとやっていかなければいけないと考えております。

ふじしろ委員 どうもありがとうございます。その辺を含めて、法令の問題として権限がこち
らにあって、こちらにあってと、いろいろな問題があるのですが、たぶん災害
が発生したときに、これは大災害を前提にしているわけですね、そのときにうち
の管轄だ、管轄ではないという話ではないわけであって、そのところは今のうち

に、ある程度早く処理するというのも誰がどう処理するのか。例えば魚類だったら、これはどこへ処理するのか、土に埋めてしまっているのか。それとも海に捨てるのか。そのあたり、環境省なり何なり、農林水産省なのかどこなのか、その辺も含めて県の方で、その辺は別にここに書かなくてもいいのですが、作業するときどこなんだろう、実行計画を作るのに所轄の環境省に聞いてみましょうというのでは、だからさっき聞いたのは直後3日間のときにどうするのですかというのは、そこがある程度ぱっとすぐに動けるようにするために、これを作っているわけなので、そのときから考えてみんな集まって1週間ぐらい経って、さあどうしましょうというのでは今やる必要はないのですよ。今やるのは、起こったその直後から、前回の災害でいろいろな問題が出ていても適切に処理できるようにしましょうということで。ですから、今言った点も含めて、もうちょっと国等々の動きも含めて調べて方針を出しておいてください。

小泉室長 委員のご指摘のとおりでございますので、計画の中に書くよりは、今後マニュアルの中に今お話しいただいたこととか、処理施設の処理能力だとかをまとめて提供させていただきますので、それらを含めてマニュアル等にかかせていただきたいと思いますと考えております。

香村委員 前回の会議は学務のために出席できなかったのですが、話は前回に戻ってはいけないので、今回は私がこの資料を読んで私の地盤とか環境的立場から2、3点ご質問したいと思います。1つは、よくまとまってきたと思います。非常にきれいな図面も入っていてわかりやすくなっているということは評価したいと思います。ただ、このようにきれいなものをまとめて、それをどのように運用するかというのが一番大切なことだと思うのです。その点について県はこう考えているとか、そういうようなマニュアルを作って、それをどういう具合に住民に徹底させていくのか、市町村に徹底するか。そういうお考えはございますか。まず1点目はそれです。

小泉室長 今、香村委員からいただいたとおり、今後業務マニュアル等の中にしっかり書いて、市町村にまず検討していただくところもあります。もちろん県がやる場所もございます。そのマニュアルを策定する中で市町村に働きかけていきたいと考えてございます。もちろん研修会とかいろいろなツールを交えながら、策定の方も含めまして仕掛けていきたいと考えてございます。

香村委員 そのところは期待しております。それと、今度はもう少し細かいのですが、仮置場の問題は非常に、大規模災害のときには重要な問題です。いわゆる災害廃棄物にとって重要になってくる。そのときにゾーンごとに協同して仮置場や中間処理施設を確保していくという考えをお持ちである。それは相互応援における基本協定がある。それをベースに進めていくということが書かれています。でも、地震時の津波や液状化災害の地域というのは非常に地域性があります。それは、ここで言われているような枠組みではとらえられないようなものが出てくると思います。その点に

関して、もちろんこの中に今回各地域から出る廃棄物の質と量とか、そういうような図面もきれいに描かれていますけれども、そういう考えられないことが起こったときの枠組みの協同支援体制はどういうことを考えているのでしょうか。

小泉室長 今、委員からご指摘いただきました、例えば津波だとか北西部の地震とか、そのエリア以外のところでまず処理施設が被災していないというところに処理をお願いするという形になろうかと思っています。もちろんブロック単位というところもありますし、実際の処理に当たっては、そういう広域的なところは県の方が携わっていかなければいけないと思います。仮置場につきましては、まず1次仮置場、2次仮置場というところはもちろんブロックの中で確保する形になろうかと思いますが、その先の処理に当たってはもう少し広い範囲で、被災していないようなところで調整していくのが県の役割かと思っています。

香村委員 さっきの指導とか、そういう体制は県が主導していくという形になるのですか。それとも、市町村間の協同、話し合いで行うのか。

小泉室長 被災市町村が複数の市町村になった場合につきましては、市町村単独では難しいかなと思っていますので、その辺は県がいろいろと調整することになろうかと思えます。実際に受入とか具体的な面に入りますと、それぞれの市町村さん同士の話になろうかと思っています。

香村委員 わかりました。あと2点ほど、もう少し細かい質問があります。仮置場等の環境問題、パブリックコメントでもシートの問題が出ておりました。それで遮水シートなどの敷設は困難だと思います、ああいう災害時に。そのときに、では土壌とか水質への影響の対策、ここでは土壌や水質への影響のない廃棄物のみを仮置くというような形で答えは書いてありますけれども、実際問題として津波堆積物が多量かつ種類の多い津波堆積物に限ります。建設から出てくるいろいろな廃棄物というのは、それはもちろん分別ができます。でも、津波堆積物はなかなか分別ができない。ですから、それを、ヘドロなんかを山にして置いておく。そうすると、そこから化学変化を起こして重金属が地下水に溶け込むということが実際に起こっています。あと、酸性水が出てくる。ですから、そう簡単には、ここに書いてあるように分別して環境に影響のないものだけを置きますよとしても、そうできないものがずいぶん出てくると思いますが、そういう点に関しても県のお考えを。

小泉室長 ご指摘のとおり、津波の場合については混合されているということでございます。私どもの計画の28ページに、仮置場のところで示させていただいてございます。津波の場合につきましては、処理の工程が、その前に書かせていただいている基本フローとは変わってきまして、置き場の工夫とか、その後の2次仮置場としての処理の内容などを踏まえて適正に処理していきたいと考えてございます。

香村委員 そういう点に関しては吸着材の利用とか、シートではなくて違う方法ということも考えられますから、そういうものを適宜災害前に検討しておくことが必要ではない

かと思えます。

最後にもう1点だけ。先ほどふじしろ委員からも指摘があったことです。それは、し尿の問題です。簡易トイレの問題です。ここに簡易トイレの必要数が計算式で出されています。その中にこういうことが考慮されているかということをお聞きしたいのです。今、下水処理というのはすべて海岸部の下水処理場に集めて、それで処理されます。千葉県というのは地域特性を持っていて、埋立地だとすると沖合3km、4kmまで埋め立ててしまった。そこは非常に液状化に弱い。この前の東日本大震災の液状化以上のものが起こるでしょう。そうすると、その下に埋設されている下水処理場に運ぶマンホールが全部切断されます。そうすると水洗トイレが使えなくなるのは、その埋立地に住んでいる住民だけではなくて、その後背地である台地上に住んでいる住民も水洗トイレが使えなくなるということです。一番大規模な処理場まで運べなくなります。それは実際に1990年代サンフランシスコのロマ・プリエタ大地震でも、結局いろいろなマンホールからし尿が溢れてしまったという事実があります。そういうことを考慮して、千葉県は後背地、いわゆる台地上にたくさんの方が住んでいて、そのトイレも使えなくなることを考慮しておられるかどうか。

小泉室長 数字につきましては、今、確認をとらせていただきたいと思います。

瀧部会長 今回の最後のご質問については時間がかかりそうですから、この委員会が終わるまでに至急調べていただくことに致します。ほかに何かご質問ございませんか。

宮脇委員 かなり前回の意見を取り入れていただいて非常によくまとまってきたのではないかと思います。パブコメ対応についても、今日の説明を聞いて問題がないところがほとんどではないかと思います。

私の質問というよりは、この中についての意見はほとんどないのですが、すでに香村先生ほかから出てしまったので。あとは、資料編などにいろいろありますが、ちょっと気になっていたところでは、再資源化処理とか再資源化するというフロー図が85ページ以降にたくさん描いてありまして、本編についてはフローのみだったので、資料編になりますと推計とか業務に使うために数字がいろいろ当てはめられてはいるのです。このあたりは、今回はこれで結構だと思いますが、今後実際に発災とかが生じる以前にある程度精査をしていただいた方がいいとは思っています。例えば例を挙げますと、焼却灰の造粒固化なども、実際にこんな程度の量が民間で受け入れられるかどうかというのもちょっと、私が不勉強なところもあるのですが、資源化をするのは最大限資源化するという方向で高い目標設定するのはいいのではないかなと思うのですが、一応実現可能な数値かどうかということはある程度精査されたうえで、将来的にはマニュアルとか実施計画を作る際にはいただければと考えています。

小泉室長 ありがとうございます。データにつきましては、これでということではございません。精査したうえで適宜見直していきたいと考えてございます。

瀧部会長 ほかによろしいですか。私から、一番問題は、生活する住民にはトイレの話、それと水、熱を供給する電気あるいはガス、いわゆる熱の問題ですね。特に寒冷の、冬になるとどうしても暖房が必要です。夏になると今度は暑くてしょうがない。そういう問題があります。それをいかに解決していくかということになるかと思いますが。公衆衛生の面からするとトイレの問題は最大、あるいは健康の問題ではお風呂とか身体を洗う、清潔にするという問題が出てくると思います。

もう1つ、千葉県は、日本の産業のエンジン役の1つであるわけで、そこに災害が起きたときにいろいろな問題が出てくる。特に海岸側では化学工場、燃料を蓄える石油系、いろいろなものが入っている。内陸に入ると研究関係は放射性物質的なものも抱えているわけです。そういうものが震災になったときにいち早く解決しないといけないということで、混乱の中でそういうものが混じって排出される。これは故意ではなくて、非故意というか、偶然そういうものが混じって出てきた場合、そういうものを仮置場での処理というか受入をどのようにしたらいいのか。そのあたりの問題がたぶんこれから大きな問題として出てくるのではないかと思います。ある程度トレーニングしていく中で、そういう問題をどう解決していったらいいのか、あるいは処理したらいいのかということになるかと思いますが。

そういう意味では阪神それから東日本の震災のときに、このあたりはどのように持ち込まれたのか。その後どういうふう処理したのか。あるいは、反省を含めて今後どういうふうそのあたりを交通整理したらいいのか。そのあたりを今後より深くご検討いただきたい。

それからもう1つ、住民の方々は一日も早く安心した生活に戻りたいのです。ですから、泥まみれの家財道具をいち早く外に出したいということが起こってくるかと思いますが。そうしますと、みんなが使えるトラックを使い、自動車を使い、自転車でも使って、そういうものを運び込む。道路が長蛇の列になってしまうということになるかと思いますが。そういう状況をどうやって整理していくかという問題が出てくるかと思いますが。分別して持ってきてくださいと言われたときに、それが果たして燃えるごみなのか、燃えないごみなのか、あるいは特別に扱いをしないといけないごみなのかどうか。そういうことをいちいち考えながら運ぶことはたぶん難しいだろうと思いますね。ですので、そのあたりを仮置場の入り口に来たときに、それをどうさばくかという問題。それから、長蛇の列になったときに、それをどうやって、炎天下あるいは寒い中でその人たちをどう捌いていったらいいのか。こういうことも考えていく必要があるのではないかと思います。

一例を申しますと、長蛇の列になって道路が渋滞したら、警察の方が「入り口でいちいちチェックせずにさっさと入れろ」ということで入れてしまった。それがそのあとの処理に非常に大きな課題を残してしまった。そういう話をどこかで聞いたことがありますので、そういう権限ですね。入れていい、悪い、そういう権限。交通

整理は警察官が権限を持っていますし、仮置場の中での権限は誰が持つのか。そういうものをどうしたらいいのか。軋轢をどうしたらいいのか。そのあたりもお考えをいただいて、例えば「30分後に来てください」とか、そういうカードを渡すとか。非常に初歩的な解決かもしれませんが、何かそういうことも考える必要があるのではないか。それから、それぞれの立場における権限をきちんと守るような仕組みも作っていく必要があるのではないかと思います。またあとになってごちゃごちゃにならないように、そういうことを考えていただきたいと思います。

以上、私からはそのぐらいですが、ほかによろしいですか。では、本日のこの千葉県災害廃棄物処理計画の案について、できたらまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。各委員の方々、事務局、いかがですか。

小泉室長 今日ご審議、ご意見をいただいた中で、1点香村委員からご指摘いただいた件にまずお答えさせていただきます。地震被害想定調査で下水道の規模の支障予測としまして、下水道の管路の被害や停電とか下水の機能障害等を考慮しまして、水洗トイレが使えない人口を推計しているということでございます。そういう状況も加味しているということでございます。資料編の97ページ98ページに、必要量の推計につきまして、この結果を基に推計をさせていただいたということでございます。それから、瀧部会長から今お話をいただいた件ですが、事務局から差し出がましいのですが、案につきましては委員の皆様からいただきました中で、修文という形ではなく、今後マニュアルとか県の取組の中で対応していくというご意見をいただいたと思います。そういう状況かなと考えてございます。

香村委員 今のご意見といたしますか、答えに対して、こういうことをやったらどうかと私は考えます。というのは、これは別にこの案に盛り込んでいただくということではありません。こういう考えのもとでトイレの数とかそういうことを算出しておかないと、結局足りなくなりました。足りなくなるといったことが起こるとすれば、一番人間世界で関係してくることだから大変なことになってくると思います。それで一番近い例を挙げますと花見川終末処理場がございましてね。あの処理場が処理している管轄はどこなのか。そして、あの処理場が使えなくなった場合に最大どれだけの人数が水洗トイレを使えなくなるのか。そういう終末処理場、今、全部大都市圏は終末処理場で処理するようになっていきますから、そういう観点での人数の出し方。そういうことをしておけば、最大限どのぐらいの人数だということがわかれば、それに見合った、そこから先はそれぞれ自分たちの頭の中で考えたトイレの数を算出していいと考えます。その最大限を押さえているか、押さえていないか。それが非常に大きな問題だと考えます。

瀧部会長 よろしいでしょうか。今後、マニュアルが力を持っていくということになるかと思っております。ですので、マニュアルは一回作ったらそれで完結というわけではなくて、事があるたびに直視していく、あるいは時代に合わせていくということになるか

と思います。

では、だいたいご意見が出尽くしたようですので、このあたりで本日は決議をしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。まず、今回ここに整理され提出されたものについて、若干の修正が、あるいは加えることがあろうかと思えますが、そのような形で認めていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。では、事務局に若干の修正をいただくということで、よろしいですか。

小泉室長 修正につきましては、委員の皆様方からのご意見を踏まえますと、先ほど部会長がおっしゃったようにマニュアルとか、今後の検討事項の中でしっかり取り組んでいったらというご意見が大多数だと思っておりますので、修正の方は特段事務局からはないと認識しております。

瀧部会長 わかりました。事務局はそういう認識のようですが、それでよろしいでしょうか。では、千葉県災害廃棄物処理計画の案については計画案のとおりにお認めいただけますか。

今後、時と場に対応した形で事務局でご検討いただき、また次の機会にそれを修正していくという形にさせていただきたいと思えます。では、計画案のとおり認めるということにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

審議結果については、千葉県環境審議会運営規程第6条の規定により、部会長の私から審議会長に報告させていただきます。その後、会長の同意を得て審議会の決議として会長名で知事へ答申いたすことになっております。本部会から会長に報告させていただく文案については私にお任せいただけますか。よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

(2) 報告事項

1) 第9次千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について

瀧部会長 次に、報告事項について入りたいと思えます。事務局からご説明よろしくお願ひします。

小泉室長 それでは、事務局から資料 2-1 に基づきまして、廃棄物処理計画の進捗状況を御説明させていただきます。まず、2-1 をご覧いただきたいと思えます。千葉県における廃棄物処理の現状でございます。こちらにつきましては、平成 24 年の実績から 28 年度の速報値ということで、お示しさせていただいてございます。第9次の計画につきましては、25 年の実績を基準年度といたしまして、28 年度からが計画期間となっております。この計画期間の目標を、一番右に目標値として示させていただいております。それでは、排出量につきましては、まず、28 年度速報値でございますが 209 万トンになってございます。目標値につきましては、196 万 t 以下ということでございますので、目標に達していない状況でございます。1 人一日当たりの家庭系のごみの排出量につきましても、28 年度が 517g/日・人ということでござ

います。こちらにつきましても、目標の 500g 以下に達していない状況でございます。続きまして、再生利用ですが、利用量につきまして 476 千 t と減少傾向でございますが、利用率に直しますと 22.7% で、30% 以上という目標には届いていない状況です。最終処分量につきましては、15.5 万 t で、13 万 t 以下という目標に届いていない状況でございます。こちらが、一般廃棄物の状況でございます。続きまして、産業廃棄物でございます。排出量につきましては、2,180 万 t 以下ということで、28 年度の速報値でございますが、1,970 万 t と目標を達成している状況です。再生利用につきましては利用量が 1,087 万 t で、利用率としましては 55.2%、61% 以上という目標に関しては届いていない状況でございます。最終処分量につきましては、23.4 万 t の速報値でございますが、目標値としましては 31 万 t 以下ということで、こちらの方は、目標を達成している状況でございます。産廃、一般廃棄物ともに、集計作業中で、もう少しデータの精査をさせていただきたいと考えております。あくまでも速報という形で、今回示させていただきましたが、データにつきましては、今年度末にかけて一層精査させていただいた上で、データの方を確定させていただきたいと考えてございます。

続きまして、一枚めくっていただきまして、一般廃棄物関係の個票について 2 から 6 ページに書かせていただいております。一番目の推移につきましては、今申し上げたとおりですので割愛させていただきます。2 番目のごみ排出量と 1 人一日あたりのごみの排出量の、トータルのごみの排出量につきましては、人口はほぼ横ばいに対しまして、排出量のほうが右肩で下がっているような状況でございます。28 年度は全体で 913g/人・日というような状況でございます。続きまして、3 ページですね。右のところ、ごみ排出量の推移でございますが、右に 500 とついております。この目標に向けてですね、トレンドとしては全国、県とも同じような状況で推移しているような形でございます。続きまして、下のグラフですが、生活系のごみ、事業系のごみの推移につきましても、ほぼ国と県と同じような状況で微減しているような状況でございます。それぞれ処理の推移とか、再生利用の推移につきましても、最近のトレンドとしましては、ほぼ同じように、減っているような状況でございます。6 番の再生利用量がちょっと減ってきているということで、減量化のほうにまわっているという状況になってございます。続きまして、5 ページなのですが、7 番の再生利用率の推移につきましては、目標の 30% に比べまして、近年はほぼ 22~23% ぐらいで推移しているような状況でございます。最終処分の状況につきましては、13 万 t を目指しまして、28 年度は 27 年度に比べて微減しているような状況でございます。15 万 5 千 t という形で状況でございます。7 ページをご覧いただきたいのですが、産業廃棄物関係でございます。7 ページ、排出量のほうは 1,970 万 t と、トレンドとしては減少傾向にございます。それから、処理率の関係も、ほぼ横ばいに推移しておりますが、61% のほうにまだ届いていないような状

況でございます。それから、業種別の排出量としましては9ページにございますが、製造業、電気・ガス・熱・水道業、それから農業・林業というような形での排出量が、多くなってございます。種類としましては、水分を含む汚泥、動物の糞尿、ばいじん、がれき等が多くを占めている状況でございます。最後になります、11ページに、不法投棄の状況でございますが、28年度は、すこし量の大きな現場がでたということですね、量として少し大きくなっている状況でございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。資料の2-2で、事前に送付しましたものの、4ページ以降がずれておりました大変申し訳ございません。そちらのほうを修正させていただいたものを、議場に置かしていただいております。第9次の処理計画の1年目となります、28年度、29年度の取り組み状況と、30年度の取り組み予定のほうを記載させていただいております。1枚めくっていただきまして、1ページ、上にですね、第9次計画の取り組み一覧としまして、評価のほうを28年度の実績につきまして、自己評価して、○、△、×の三段階で評価をさせていただいております。それぞれ3つの柱が、1ページから5ページまでですね、3Rの推進、3ページに適正処理の推進、5ページに適正処理の推進、という3つの柱に基づいて、取り組みを記載させていただいております。時間の関係で大変申し訳ございませんが、28年度の取り組み内容につきましてご説明させていただきたいと思っております。

11ページをご覧いただきたいのですが、容器包装廃棄物等の分別排出、分別収集の徹底について、28年度には、市町村の取り組みを促すためにですね、公益財団法人の日本容器包装リサイクル協会からプラスチック関係のガイドライン等の講演をしていただきました。29年度はですね、もう一つ進んでいない、いわゆる雑紙と言われております家庭から排出された古紙につきまして、公益財団法人古紙再生リサイクルセンターからですねご講演いただき、その取り組みを促すことを行っております。

続きまして、22ページをご覧いただきたいのですが、自己評価で、ここだけ22ページの下で下水汚泥等の資源化利用の推進ということで、自己評価がここだけ△となっております。ここについては、下水の汚泥の固形燃料化につきまして、福島原発の影響、放射性物質の影響で事業着手を見送っているということで、検討を進めているということで、28、29年度と引き続き検討を進めていくということで△になっております。

続きまして、32ページの有害廃棄物の適正処理の推進についてでございます。32ページのII-3、下のところでございますが、PCB廃棄物の適正処理の推進についてでございます。28年度末の本部会で、PCB関係につきまして、国の法改正等を受けまして、県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改定したということで、御報告をさせていただいております。それにあわせてですね、29年度もフォローアップ調査等を実施しているという状況でございます。

続きまして、36ページをご覧いただきたいのですが、36ページの上の部分でございます。新たな指導・規制の仕組み導入の検討につきましてですが、本日、この後ご報告をさせ

ていただきます、再生土関係の動きでございます。28年度は、行政指針を策定し運用を開始したところで、29年度はその下でございますが、条例による規制の検討を行っているところでございます。それから、49ページをご覧くださいなのですが、先ほど御審議いただきました、災害廃棄物処理体制の整備ということで、昨年度の基礎調査をもとに、今回3回御審議いただきました、災害廃棄物処理計画の策定に向けた動きを記載させていただいてございます。以上簡単ではございますが、今年度の取り組み状況等についてご説明させていただきました。

瀧部会長 ありがとうございます。

小泉室長 すみません。資料2-1の、7ページの産業廃棄物関係でございます。1番の表ですけども、ミスがございました。排出量の目標値が、2,400万tになってございますが、2,180万トンの間違いでございます。失礼いたしました。それから、最終処分量の方も、これは古いデータで大変申し訳ございません。610となっておりますが、310の目標になってございます。大変申し訳ございません。修正させていただければと思います。

瀧部会長 ありがとうございます。何か、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

香村委員 一つ教えてください。再生利用率の推移、平成32年が目標で30%になっている。それが、平成28年まではずっと横ばいという状態です。30%の目標を立てた時には、この再生利用が上昇するから、これだけ上昇するというようなことで30%の目標を立てていると思います。なぜ、このような傾向が出ているのか。どこがうまくいってないのか、というところを分かりましたら教えてください。

小泉室長 ここにつきましては、第9次の計画策定の時にですね、第8次の計画の目標が30%以上になっておりまして、そこが達していないということで、市町村におけるプラスチック製の容器包装の分別収集の取り組みの推進とかを踏まえまして、前計画で設定した30%以上を引き続き目標としたところでございます。実際に、数字的には達成していないような状況でございましたけれども、引き続き高い目標を設定させていただいているという状況です。

香村委員 プラスチック製品があまりうまくいっていない。

小泉室長 そこをもう少ししっかりやっていきたいという思いを込めまして。先ほどの取り組みの中でも容器包装の関係の市町村向けの研修を行ったり、雑紙関係、リサイクルが進んでいないものに取り組んでいければ、ということで仕掛けてございます。

香村委員 ありがとうございます。

瀧部会長 ほかにございませんでしょうか。

ふじしろ委員 11ページの、不法投棄の推移というところで、平成20年と平成26年が落ちているのですけれども、上がったりがったりということで。この下がった理由は何なのか。また、上がってきている理由は何なのかということで、この辺の理由を、教えていただければと思います。

小泉室長 28年度につきましては、大規模な不法投棄の案件が見受けられたということで、量が増えているという形でございます。

ふじしろ委員 トレンドがどうかということで。

安藤副課長 廃棄物指導課でございます。17年以降、不法投棄の件数だとか量が下がっているのは、県のほうで平成13年から、365日24時間体制のパトロール監視体制を強化しまして、それによって、不適正な処理の抑制が進んでいるというように考えております。

ふじしろ委員 そうすると、一生懸命頑張ってきたから下がってきた、というのは分かったのですけれども、それがまた23年にぐっと上がっていってしまう。この辺の変動のところは、いわゆる、体制強化が横ばい状態になっているということなのか、経済動向がどうなのかという、大きな不法投棄があったから量が増えたんです、ということではなくて、一つのトレンドとしてどうなのかというのが。大勢として、不法投棄というのが、まあ以前は有名な千葉県という名前が出てしまっていたのですけれども。こういった形で職員が頑張って、また、県の職員の権限を市に渡すといういろんな方法でやっていたと思うのですけれども。上がったたり下がったりはしょうがないよと言ってしまうと、これは議論にならないので。一体全体、ここから本当になくしていく方向として、体制として大丈夫なのかどうか。そのあたりなのですけれども。今まで、不法投棄は多かったけれども、かなり減ってきて、体制ができていますけれども、たまに変な奴がいて増えてしまうのですよというレベルなのか。もうちょっと、その辺は一步踏み込んでおかないといけないね、というものなのか。この図では分かりにくいので、教えていただければ。

安藤副課長 廃棄物指導課でございます。確かに、平成17年、それ以前と比べると、非常にそういった件数だとか量は減ってきております。20年ごろから、大体上がったたり下がったりと。最近では、昔と違って大規模なものより、ゲリラ的な、短期の小規模な不法投棄が目立ってきておりまして、件数についても、なかなか、ゲリラ的なものは、夜間単発であるとか、パトロールしても取り締まれないことが非常に難しいところでございます。それと、パトロールを強化しておりますが、全て監視が行き届いているわけではございませんので、やはり規模が、以前の何万tというものと比べれば小さくはなっておりますが、その中でも比較的大きいものがありますと、やはり量は一定量、多くなったり少なくなったりしているところがございます。今は、県だけではなくて、市町村においても、そういった監視、そういったものも作っておりますので、今後、県または市町村の連携を強化して対応が必要だと考えておるところでございます。

瀧部会長 ほかによろしいですか。私のほうから、11ページのグラフは、左端のところは件数になっておりますけれども、この件数というのは、その単年度中に不法投棄を発見した件数ですよ。例えば、以前に不法投棄されたものも含まれる可能性があるわ

けですね。ということは、トラックで運んできた、それを捕まえた件数というよりも、捨ててしまった後のものを見た。

安藤副課長 年度ごとに、発生した、そういった不法投棄の件数となっております。

瀧部会長 そうすると、平成 28 年度ですと、建設系が 63 件、千葉県の地域の中に、63 件新たに発生したということですか。

安藤副課長 そういうことになります。やはり、その年度に、新たに発生したということになります。

瀧部会長 そうすると、最近、悪い人が 74 件と 63 件なると、そういう見方でよろしいですか。

安藤副課長 そういうことになります。

瀧部会長 分かりました。

安藤副課長 さらに、最近ゲリラ的な不法投棄が増えております。どうしてもこれぐらいの件数が結構起きている、そういう状況がございます。

瀧部会長 そうすると、件数が増え、また発生量も増えたということですね。

安藤副課長 確かに、平成 26 年から平成 28 年にすると、件数のほうが若干上がっております。ただ、発生量のほうが件数よりは上に上がっております。その中には、やはり一カ所でも大きなものがありますと、量的にはそれが一番作用します。28 年については、比較的件数がなくても比較的量の大きいものもあったということで、結果的には量が増えているということになります。

瀧部会長 分かりました。発生したものを、処理はどうされているのでしょうか。その後、見つけた後の処理ですね。

安藤副課長 不法投棄等を、県で確認したものについては、まず、行為者の特定等調査をして、そういった行為者、また発生元が分かれば、そういった行為者・発生元に撤去を指導していくということになります。ただ、中にはそういった行為者等を特定できないものがありますので、それは非常に難しいことではありますが、粘り強く調査をして、分かったものについては順次撤去を指導していくということがございます。

瀧部会長 不法投棄された地面はきれいになっているのでしょうか。

安藤副課長 行為者また発生元等を指導して、撤去されて綺麗になったというところもございます。

瀧部会長 割合というか、比率といったほうが良いのか、量といったほうがよろしいのですかね。そのあたりはどうなっていますか。

安藤副課長 割合は、非常に撤去される割合は少なくてですね、ほとんどのものは不法投棄されたまま、そのままの状況になっているというのが現状でございます。

瀧部会長 そのあたりが問題ですね。どうやってきれいな土地に戻すかということ、やはりお考え頂きたいなと思います。本日は、こういう状況をご理解いただいたというこ

とにしたいと思えますけれども、それをどうやって綺麗にするかということについて、県のほうに宿題として出したいと思えますがよろしいでしょうか。事務局からよろしいですか。非常に難しい話かと思えますが、何か妙案を考えていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

安藤副課長 検討したいと思えます。

瀧部会長 では、この件については、報告ですので、報告を承りましたということにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

2) 再生土に係る条例骨子素案について

安藤副課長 私からは報告事項2として、再生土に係る条例骨子素案について説明させていただきます。再生土の埋立てによる問題については、昨年10月18日に開催された環境審議会において、県内における埋立の状況と、これに対して行政指導指針を策定し、対応してきた状況について報告させていただきました。あわせて、指針による指導のみでは課題に対応するには限界があり、県民の安心・安全を確保するため、条例による規制を検討していることを報告させていただいたところです。その後、県では、条例の骨子素案を作り、昨年12月に、市町村に対して意見照会を行っております。本日は骨子素案について、報告させていただきます。資料につきましては、資料の3-1と3-2があります。はじめに、資料3-1で条例の策定趣旨についてご説明させていただきます。1として、再生土等の埋立て等の概要ですが、建設工事現場では、通常の土砂、いわゆる残土と泥状の建設汚泥が発生します。建設汚泥は、産業廃棄物として中間処理施設で脱水・固化などの中間処理がされますが、近年では建設資材としての品質に調整され、有償で譲渡されている状況があります。このように建設汚泥をリサイクルした製品を本県では再生土と呼んでおります。また、建設汚泥以外の産業廃棄物が使用される場合もあり、本県では、それらも含めて、再生土等と位置付けているところです。近年、県内では、この再生土等を用いて、太陽光パネルの設置や資材置き場のための土地造成などが目立つようになっていくところですが、再生土等は、有償で取引されている製品でありまして、適正に利用する限り、安全で有用な資材ですが、再生土等を使った埋立の一部では、問題も生じております。2では、こうした再生土等を利用した埋立における問題を掲げております。1つ目としては、急な勾配による埋立て等により崩落等が発生している事例があること、2つ目としては、再生土の中には、石灰やセメント系の固化剤で処理され、アルカリ性を呈する物や、原料となる産業廃棄物に含まれる塩化物に起因して、雨水等により、高いpH値や塩化物を含む溶出水が周辺に流出している事例が確認されています。3点目としては、再生土等は廃棄物処理法や県の残土条例の規制の対象とならないことから、埋立てが始められるまで実態を把握することが困難なことがあります。4点目としては、実態把握に限界があることから、再生

土の埋立てと称した廃棄物等の不適正な処理がなされている事例があることなどが掲げられます。次のページの3として、これまでの県の対策と限界について、掲げております。県では、平成28年9月に行政指導指針を策定しまして、実態把握に努めるとともに、適正な方法による埋立てを指導してきましたが、行政指導指針では強制力がなく、崩落等の防止や高いアルカリなどによる悪影響を防止するための実効性確保の手段がありません。また、事業者から協力を得られないことも多くあり、指針の運用では限界があると考えているところです。こうしたことから、より実効性のある仕組みが必要であり、条例による規制について検討しているところです。4として、条例案の方向性を掲げますが、大きくは3つの方向性があります。1つ目として、適正な埋立て等を確保するための基準の創設、2つ目としては、適時の情報収集制度の創設、3つ目としては、これらを担保するための実効性確保手段を盛り込むこととし、具体的な中身については、資料3-2としまして、骨子素案でお示しいたします。条例の骨子素案ですが、まず、2として、規制の対象としては、建設汚泥等の産業廃棄物を中間処理し、土地造成用の資材として再生した物を「再生土等」と定義し、それを用いた埋立て、盛土、一時たい積の行為を「埋立て等」と定義しまして、再生土等を用いた埋立て等を行う場合を規制の対象としています。骨子素案の3に具体的な規制の内容を示しますが、規制の内容としましては、大きく3つの柱がございます。1つとしては、(1)適正な埋立て等を確保するための基準の遵守義務として、崩落等を防止するための基準、アルカリや塩化物による環境影響を防止するための基準を定めて、それぞれに遵守義務をつけるという中身でございます。次に(2)として、届出等の手続きの創設についてでございます。この中では3つありまして、①一定規模の埋立てを行う場合に、計画書等の届出を義務付けること、②計画書等の関係書類の保存義務を義務付けること、③住民の不安解消のために、近隣住民等への情報提供として、標識の掲示や関係書類の閲覧を義務付けること、となっております。そして、最後に(3)として、これらの義務の実効性確保手段として、1つ目として、監督処分として措置命令等の行政処分が行えること、2つ目として、立入検査や報告徴収が行えること、そして、3点目として、届出等の義務違反に対して罰則規定を設けることなどの規定により、実効性を確保するものとなっております。条例の骨子素案については、以上でございますが、県では、現在、骨子素案に対する市町村の意見を踏まえ、骨子案を固めているところであり、骨子案については、今後パブリックコメントを実施していきたいと考えているところです。説明につきましては、以上でございます。

瀧部会長

ありがとうございます。只今の案件について、ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

香村委員 全体の流れはよくわかりました。ただ、根本的に再生土は汚染物だという疑念を持った動き方であると受け取りましたが、再生土は住民にとって有用な資材なんだというような考え方で条例を作ることはできないのでしょうか。このような書き方で書かれますと、再生土は使わないほうがいいんだというような、妙な感じがします。

安藤副課長 再生土の埋立てに伴って、実際に県内の埋立地で様々な問題が起きていることに対処するということで、適正な埋立てを確保するための規制手法としての条例となります。たしかに、再生土自体は品質が管理されている中で、製品として流通しているもので、うまく使えば資材となりますので、この条例については埋立てを適正なものにするというものです。県では、より良い資材としての再生土を広めていくということで、認定制度も検討しているところです。

小泉室長 補足させていただきます。再生土に関しては、認定制度の検討を進めていきたいと考えており、より良い製品の底上げについても検討していきたいと考えています。

ふじしろ委員 再生土というのは、建設汚泥等を中間処理して、商品になっているというもので、法的には問題がないものだが、現実問題として埋立てにいろいろな支障があるので、埋立てに関する条例が出てきている。認定制度という話が出たが、それをチェックするのはどこなのか、それはどのように担保されていくのか、そして、千葉県の中だけでも、再生土の流通量とか生産量とか利用状況は掴んでいるのかどうか、教えてもらいたい。

入江課長 認定制度については検討途上ではありますが、先ほど香村委員から御意見がありましたように、しっかりとした製品については、むしろ利用の促進を図ることで、リサイクルの推進につながると理解しております。建設汚泥を元とした再生土につきまして、環境基準やその他の基準を確認させていただき、しっかりとした製品であるという認定を与えることで、リサイクルの促進につながるのではないかと検討させていただいており、その実効性、品質の確保をどのように担保していくかという点は検討させていただいているところです。

安藤副課長 ふじしろ委員から頂きました、チェックはどうするのかという点については、今の段階では、埋立てに係る行政指導指針の中で、品質や利用方法や流通を確認しているところでありまして、条例の中でも、届出制度を活用して、しっかり確認していきたいと考えているところです。実際に再生土がどれだけ流通しているかという数値ですが、平成27年度の状況で言いますと、直接再生土として販売された実績ではなくて、県内で建設汚泥が中間処理された実績ですが、93万トンとなってい

ます。そのほとんどが、資材として利用されております。

ふじしろ委員 認定制度となると、国の制度としては、中間処理されたものが基準を満たせばいいですよとなるが、千葉県で認定するのであれば、それに上乘せした形で制度を作るのか、どういう形になるのでしょうか。再生土はちゃんと基準を通ってれば、今は法律上問題ないわけですよ。だけど、現実問題としては、いろいろなところで、これは産業廃棄物ではないかとなってしまっているわけです。認定制度を作るときに、再生土そのものが本当に安全ならば、これは安全だと、千葉県として認定する制度なのでしょうか。国としても法律的に問題がないから、千葉県のほうで認定制度を作るということなののでしょうか。

入江課長 認定制度としては、千葉県の認定ということになりますが、守るべき環境基準などは一般的に国で定められている基準を使い、さらに認定製品ということですから、より推奨すべき製品という考え方からすると、さらに高い基準を設けることも充分ありえるかなとは思いますが。そのあたりは実際の製品の状況などをみながら、検討していく必要があると思っております。

香村委員 アルカリや塩化物の環境影響が一般的に言われていて、まさにそのとおりだと思うが、具体的に千葉県内で高pHや高い塩化物濃度の水が流出することで何か住民からの苦情が出ているとか、そういう実態としての影響が出ているのかどうか伺いたい。

安藤副課長 実際にアルカリが周辺に流出して、例えば植生に影響したとか、そういった事例は、今のところないですが、実際に雨が降ったときとか、埋立地の外にpHが9～10の水が出ていることは確認しております。塩化物については、平成27年度になりますが、実際に県内の埋立地の下流の水田の塩化物濃度が高くなり、稲が枯れた事例が起きております。

香村委員 ありがとうございます。具体例があまりないので、実態があるのかなと思いついてみました。ぜひ進めてもらいたいなと思えます。あと、さきほど、ふじしろ委員からのご質問の関係で、ちょっとだけ補足させていただきたいことがあります。県がリサイクル認定制度で高い基準の製品を認定するという事になっても、現段階の法律上は製品になので認定基準もいらない、品質も低いのが売れる、ということが法律上まったく規制されないというところが気になっています。法律の抜け道となってしまうのは仕方がないが、製品として有価物として排出されるものをどこまで追いかけられるか、今の取り組みや条例は良いので、ぜひ取り組みを継続してい

ただきたいのですけれども、条例化だけではたぶん解決しない点かなと思っているところです。

瀧部会長 再生土等というが、使う側や土地を持っている人からすると、この「等」が非常にわかりにくい話で、その後を見ますと、建設汚泥と産業廃棄物となっています。産業廃棄物というだけで拒絶反応が出てしまいますので、もし可能だったら、2つの条例にわけた方がいいのかなという気がするのですが、一括りにしないといけない理由はあるのでしょうか。2つに分けて、ある程度、県民の合意が得られた段階で、一つにまとめていくほうが、うまく動くような気がします。関連事項として、市町村がこれに対して拒絶反応が強いですね。県がこれを推奨したとしても、実際には市町村が受入れられないような方向に動くのではないかと、そのあたりを踏まえると、やはり2つに分けた方がいいのかなという気がするのですが、何かご意見、あるいは今後どうするかなどありますでしょうか。

安藤副課長 認定制度はまだ検討しているところですが、適正な埋立て等の確保の条例のほうは、すでにそのような問題が県内で起きていますので、これについては県民の安心安全を至急確保するために、規制をして、まず安全を確保したいということで進めたいと考えております。

瀧部会長 条例は一本ではなくて、2つに分けたほうがいだろうということですが、そのあたりは何かありますでしょうか。

安藤副課長 それにつきましては、条例のほうでは、建設汚泥を使ったものとそれ以外の言葉を分けることで、定義でしっかりその2つがわかるように分けていきたいと考えております。市町村のほうで拒絶反応があるというような非常に厳しい見方をしているという点は、県としては、適正に処理をして有用な資材として使われる再生土については、廃棄物のリサイクルの観点から進めたいと考えておりますので、このような県の考え方については、今後も市町村に対して丁寧に説明していきたいと考えています。とはいえ、市町村のほうで、現在独自の条例で規制している市町村もございます。市町村の独自の施策とも整合を図ることを考えていきたいと考えております。

瀧部会長 県の現在の状況やお考えはわかりましたが、早急に建設汚泥を資材として使いたいということがあるわけですね。ところが、今までの歴史的というか、不法投棄などいろいろな問題があるわけですね。再生土等という形で、建設汚泥と産業廃棄物の両方を含ませるというのは、市町村あるいはその土地を持っている受け入れ側とし

ては、嫌う部分だと思われます。私が見る感じでは、建設汚泥と産業廃棄物は含まれている中身が違ふだろうと思われます。そのような意味では、受け入れやすい部分に条例を一つ作り、受け入れにくい部分については、もっと厳しい条例にするのかどうか、なおかつ利用というほうに持っていくのかどうか、今後そのあたりをもう一度検討されたほうがいいのじゃないかと思ひます。ですので、2つの条例を作つて、まず動かしたほうがいいのじゃないかと、産業廃棄物から出てくる再生物についても、受け入れられるように、将来、状況を見ながら一本にまとめていくという形にしたほうが、抵抗が少なくていいのじゃないかという気がするのですけどね。

長谷川課長 瀧部会長の御指摘はもっともと思ひます。ただ一方で、この条例については、規制をするという側面もござひます。今回建設汚泥由来の再生土のみを規制することとしますと、それ以外の再生土については規制が及ばなくなつてしまふという側面もあると思われます。ですから、当面、両者を再生土等として規制しまして、いろいろな問題が出てくるかもしれませんが、今後条例の施行の中で検討をさせていただきたいと考えております。また、流通面としては、両方とも再生土として活用される側面がありますので、それを別々の2つの条例にわけるとは、なかなか法技術的には難しいと思われます。瀧委員長ご指摘のとおり、もし別々に条例をつくつて、住民の方々に理解していただきやすい条例を通すということであれば、わたくしども楽なんですけど、そういうわけにもいきませんので、両者を再生土等として規制させていただきたいと考えております。

瀧部会長 議会のほうはどうですか。

ふじしろ委員 私の考えになつてしまひますが、現実問題としていろいろな場所で、再生土の埋立ての後に悪臭がひどいとか、崩れるとか、そういう現実の弊害が出ています。残土条例だったら、斜面とかチェックできるし、産業廃棄物なら最終処分場ということでチェックできるが、再生土は商品ですということなので、どう使おうと勝手なわけです。結果的に、それが埋立てに使われてるんですけど、そこになんらかのチェックがあれば規制できたはずなのに、今までは指針だけだった。私も現場行つてみましたが、実態は、真っ黒けと白いのが混じつてゐるような塊が入つていて、臭いがすごくて、どう見てもこれは中間処理したものですよというようなものになつています。調査をしたらこれは数字がでちゃつたので廃棄物じゃないかとなつた。これは、瀧先生がおっしゃつたように、建設汚泥以外の産業廃棄物から再生土をつくつてゐるのだとするなら、産業廃棄物の場合は中間処理場でどういふふう処理されています、ここまで厳格に処理して再生土にしてますと、中身をはつきりさせて、建設

汚泥の場合でも、建設汚泥の出た場所によっては、汚れたものもあるし、きれいなものもあるという実態を市民に知らせていかないといけない。議員のレベルでは、届出では甘いんじゃないか、許可にしたほうがいいんじゃないかとなったときに、執行部のほうとしては、商品として通っているの、いいものを許可とかなんとかという話になると、そのへんはどうするのか。ただ、各自治体54の市町村の中には、うちではこれは埋立てさせないというのが、現実問題として起きちゃってるんで、そういった中で、県としてはどういった施策をとっていくかということになります。現実問題として再生土をどういうふうに位置づけるのというのは、瀧委員長がご指摘になったことも含めて、リサイクルということまで可能なのか可能じゃないのか、それを議論していかなくちゃいけない。保守とか革新とか関係なく、現実問題として、かなりひどい現状が出てきてしまってるので、何らかの規制をかけていかないといけないというのが現状だと思います。これは私の意見で、あと90数名いますので。

香村委員 事務局のおっしゃる理屈もわかるような気もするし、かといって、産廃を処理したものをそのまま裏山に埋めるとかは市民の方の目に留まるんですね。定義の書き方を少し工夫していただければ、書き方次第で受け取り方がだいぶ変わってくると思います。今そのあたりの工夫の仕方が思いつかないんですが、何かあるかとは思っているので、ぜひよろしくお願いします。やはりこれは、技術的な問題と社会的な問題と行政的な問題をわけて考えるべきじゃないかと思います。ただ、実際に問題が起こっているということに対しての対処ということであれば、今回の報告はその通りなのかと思います。

瀧部会長 だいたい皆さんの御意見は出尽くしたようです。いずれにしても、一回出てしまったものを直していくというのですか、そういう努力をしていかないと、なかなか直っていかないので、少し文言など明確になるように、どうせ同じだろうと言われないうようにしていただきたい。最終的にはひとつの条例にすべきことだとは思いますが、現段階では市民・県民がそうは受け取ってないということを確認していただいて、条例を工夫していただきたい。では、この案件については、意見が出尽くしたようですので、この案件については、閉めたいと思います。どうもありがとうございました。

5. 閉会

瀧部会長 どうもありがとうございました。委員の方から本日の議題以外のことで何かお話し
ございますか。事務局においては、本日の委員会の各委員からのご意見を踏まえて
今後の施策に反映させていただきたい、このように考えておりますので、ぜひとも
よろしくお願いいたします。委員の皆様には円滑な審議をいただきましてどうもあ
りがとうございました。本日はこれをもって事務局にマイクをお返ししたいと思います
ので、よろしくお願いいたします。

司会 長時間のご審議ありがとうございました。以上をもちまして千葉県環境審議会廃棄
物・リサイクル部会を終了いたします。